調達要求番号：５１ＴＶ１ＡＵ００３９

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
平導院端末機器セットアップ用ディスク（令和７年度）作成役務		ＨＳ－Ｘ１９２８９４	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和　７年　８月　４日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	補給統制本部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する平導院端末機器のセットアップ用ディスク作成（以下，“この作業”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の1.2及び“将来の陸上自衛隊Ｃ４Ｉシステムに関する要件定義書”による。

1.2.1

将来の陸上自衛隊Ｃ４Ｉシステム

現行の師団等指揮システム，火力戦闘指揮統制システム，対空戦闘指揮統制システム，野外通信システム等，各種センサ及びウェポンシステムを標準化することによって，「Sensors to Shooters」を実現し得るＣ４Ｉ（Command, Control, Computer, Communication, and Intelligence）システムのことをいう。また，陸自クローズ系クラウド基盤，アプリケーション基盤，陸自ＳＮＭＳ，共通データベース及び陸自ネットワークを主たる基盤として各種サービスを提供し得るシステムをいう。

1.2.2

現有指揮統制システム

野外系システムの師団等指揮システム，火力戦闘指揮統制システム及び対空戦闘指揮統制システムをいう。

1.2.3

陸自ネットワーク

野外通信システム，広帯域多目的無線機，師団通信システム（改），衛星幹線通信システム可搬局，衛星幹線通信システム車載局装置，緊急展開型衛星通信セット，衛星通信移動局装置，車載型衛星通信器材，陸自ＯＨ通信システム，民間ＬＴＥ（陸自整備），陸自プライベートＬＴＥ（防衛専用）及び駐屯地等通信網をいう。

1.2.4

ネットワーク装備

野外通信システム及び広帯域多目的無線機をいう。

1.2.5

陸自クローズ系クラウド基盤

平素から継続的に情報をデータベース化し，必要な情報を検索及び抽出することによってＣＯＰ作成・更新，訓練統裁，教育，運用解析などの各種機能をＷｅｂ上のサービスとして提供する基盤をいう。

1.2.6

陸自ＳＮＭＳ

システム・ネットワークマネジメントシステム（System Network Management System）の略語であり，陸自クローズ系クラウド基盤と連携し，固定系から野外系に存在するあらゆるシステム，ネットワークの監視，制御，認証などの各種機能をもち，一元的に管理するシステムをいう。

1.2.7

ＦＣＣＳ

火力戦闘指揮統制システム（Firing Command and Control System）の略語であり，火力戦闘に必要な指揮・統制のために使用するシステムをいう。

1.2.8

ＡＤＣＣＳ

対空戦闘指揮統制システム（Air Defense Command and Control System）の略語であり，対空戦闘に必要な指揮・統制のために使用するシステムをいう。

1.2.9

１０ＮＷ

１０式戦車ネットワーク（10TK Network）の略語であり，１０式戦車，１６式機動戦闘車などの車長が状況把握及び射撃指揮をするためのウェポンシステムに分類される装置をいう。

1.2.10

野外通信システム

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち，ＧＳ－Ｃ６７５９０８に規定する装備品をいう。

1.2.11

広帯域多目的無線機

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち，ＧＳ－Ｃ２１５８１５に規定する装備品をいう。

1.2.12

ＣＯＰ

Common Operational Pictureの略語であり，彼我の行動の予測及び判断に用いられる共通作戦状況図をいう。また，指揮官の状況判断，指揮官及び部隊間の情報共有及び幕僚の見積及び統制・調整の手段となる。

1.2.13

ＦＣＰ

Fire Control Pictureの略語であり，火力，対空及び近接戦闘の各火力を統制するために用いられる火力管制図をいい，火力，空域に関わる統制・調整，目標配分，ウェポンに対する射撃任務付与などの手段に用いる。また，ＦＣＰは，火力の種類に応じ，火力ＦＣＰ，対空ＦＣＰ及び近接戦闘ＦＣＰと区分する。

1.2.14

ＶＴＣ

Video Tele Conferenceの略語であり，テレビ会議のことをいう。

1.2.15

ＣＯＴＳ

Commercial off The Shelfの略語であり，民生品（商用製品，市販品）をいう。

1.2.16

ＬＴＥ

Long Term Evolutionの略語であり，携帯電話の通信規格をいう。

1.2.17

指揮統制サービス

共通サービス，火力戦闘サービス，対空戦闘サービス及び近接戦闘サービスの総称をいう。

なお，主としてソフトウェアとして実現し得る機能を“サービス”と呼称する。

1.2.18

共通サービス

敵情，位置情報，気象・地形情報，クロノロジー，映像配信，リアルタイムコミュニケーション（音声通話，チャット，ＶＴＣ），緊急メッセージなどを提供するサービスをいう。また，兵站（補給管理及び弾薬類），電磁波，ＣＢＲＮ，衛生，教育・訓練，関係機関などに関わるサービスも含む。

1.2.19

火力戦闘サービス

指揮統制サービスのうち，火力戦闘の指揮統制に係るサービスをいう。

なお，火力ＦＣＰは，主として敵情，我が部隊配置及び所要の統制・調整手段を図示したものであり，ＣＯＰ，その他のＦＣＰと連動して表示される。

1.2.20

対空戦闘サービス

指揮統制サービスのうち，対空戦闘の指揮統制に係るサービスをいう。

なお，対空ＦＣＰは，主として空域の状況，敵情，我が部隊配置及び所要の統制・調整手段を図示したものであり，ＣＯＰ，その他のＦＣＰと連動して表示される。

1.2.21

近接戦闘サービス

指揮統制サービスのうち，近接戦闘の指揮統制に係るサービスをいい，このサービスは，ＣＯＰ及び火力ＦＣＰと連携して提供される。

1.2.22

基盤サービス

各サービスを提供するために必要な基盤的なサービスをいう。

1.2.23

アプリケーション基盤（ＡＰ基盤）

陸自クローズ系クラウド基盤と連携し，かつ，野外型サーバ及び端末に実装される形態をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，特に版を指定するもの（引用文書の前に※印をもって示す。）のほかは，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９	陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書
ＧＳ－Ｃ２１５８１５	広帯域多目的無線機
ＧＳ－Ｃ６７５９０８	野外通信システム
ＧＳ－Ｃ９０６７８８	指揮統制系システム（標準化）借上　（中方用他）（０７新規）
ＧＳ－Ｃ９０６７８９	指揮統制系システム（標準化）実機端末借上（中方用他）（０７新規）
ＧＳ－Ｃ９０６７９１	指揮統制系システム（標準化）実機端末（スマートフォン型）借上（中方用他）（０７新規）
ＨＳ－Ｘ１９２７００	陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計
※ＨＳ－Ｘ１９２８４０Ｂ	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和７年度）
※ＨＳ－Ｘ１９２８４１Ｂ	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和７年度）
※ＨＳ－Ｘ１９２８４２Ｂ	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和７年度）
ＨＳ－Ｘ１９２８４５	野外通信システム（検証用）ソフトウェア及びシステム・ネットワーク管理装置ソフトウェア適合化改修（令和６年度）

b)　法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）［防装庁（事）第３号（３１．１．９）］

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）［装プ武第１８８号（３１．１．９）］

c)　その他

将来の陸上自衛隊Ｃ４Ｉシステムに関する要件定義書

陸自クローズ系クラウド基盤要件定義書

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン［デジタル社会推進会議幹事会決定２０２５年（令和７年）５月２７日最終改定］

1.3.2　関連文書

この仕様書に関連する次の文書は，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
ＧＳ－Ｃ６４６４５２	火力戦闘指揮統制システム（検証用）
ＧＳ－Ｃ６４６４５３	対空戦闘指揮統制システム（検証用）
ＧＳ－Ｃ６７６４５４	野外通信システム（検証用）
ＧＳ－Ｃ６８６４５５	師団等指揮システム（検証用）
ＧＳ－Ｃ９０６４５６	システム・ネットワーク管理装置（検証用）
ＧＳ－Ｃ９０６５１８	システム検証用制御装置
ＧＳ－Ｃ９０６５４１	システム・ネットワーク管理装置（検証機）借上（延長）
ＧＳ－Ｃ９０６５５７	システム・ネットワーク管理装置（本器用ソフトウェア）
ＧＳ－Ｃ９０６５６８	システム・ネットワーク管理装置（本器）借上（０４新規）

ＧＳ－Ｃ９０６５８５	検証用端末制御装置（システム検証用）ＧＰＣ－６０４
ＧＳ－Ｃ９０６５８６	検証用端末制御装置（システム検証用）ＧＰＣ－６０５
ＨＳ－Ｘ１９２６８９	陸上自衛隊の現有指揮統制システム及びネットワーク装備等の標準化改修に係わる概要設計
ＨＳ－Ｘ１９２７０３	陸上自衛隊のネットワーク装備等の標準化改修及びシステム・ネットワーク管理装置の構築に係る概要設計
ＨＳ－Ｘ１９２７４６	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修
ＨＳ－Ｘ１９２７４７	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修
ＨＳ－Ｘ１９２７７５	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その２）
ＨＳ－Ｘ１９２７７６	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その２）
ＨＳ－Ｘ１９２７７８	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その２）
ＨＳ－Ｘ１９２７９８	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その３）
ＨＳ－Ｘ１９２８０６	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その４）
ＨＳ－Ｘ１９２８４０	師団等指揮システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和６年度）
ＨＳ－Ｘ１９２８４１	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和６年度）
ＨＳ－Ｘ１９２８４２	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和６年度）
ＨＳ－Ｘ５０８１０２	対空戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア改修（その３）

b) **法令等**

陸上自衛隊通信実施業務規則［陸上自衛隊達第９６－１３号（４１．７．５）］（注意）
防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）［防運情第９２４８号（１９．９．２０）］
陸上自衛隊の情報保証に関する達［陸上自衛隊達第６１－８号（１９．１２．１７）］
陸上自衛隊文書管理に関する達［陸上自衛隊達第３２－２４号（令和４年３月３０日）］
ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）［装管調第８０７号（令和３年１月２１日）］

2　この作業に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) この作業は，**表1**の機器を平導院で利用可能とするため，**表1**の機器に係るセットアップ用ディスク作成などを行う。

なお，作業の細部は，2.5による。

b) この作業は，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”に基づき，この作業のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み，情報の窃取，不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などを行う。

c) この役務の実施にあたり，契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，契約物品（寄託品を含む。）について，情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り，又は知り得るべきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず，かつ，そのために必要な相応の管理を行う。

d) ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.2による。

2.2 対象端末機器

対象端末機器は，**表1**による。

表1－対象端末機器

番号	品名	注記
1	平導院端末制御装置	ＧＳ－Ｃ９０６７８９
2	平導院端末制御装置	ＧＳ－Ｃ９０６７９１

2.3 納入時期

納入時期は，令和７年１１月２８日までとする。

2.4 実施場所

実施場所は，契約の相手方の事務所及び市ヶ谷駐屯地とする。

2.5 作業内容

この作業は，ＨＳ－Ｘ１９２７００の設計結果によって，**表1**の機器に係る詳細設計（パラメータ設計），マスターイメージディスク作成，セットアップディスク作成，セットアップ手順書作成などを実施する。

なお，作業内容の細部は，次による。

a) **端末機器の詳細設計** **表1**の機器の詳細設計を行い，機能を発揮するためのＯＳ，アプリケーション，各種設定値等のパラメータを決定し，“パラメータ設定書”を作成する。また，作成した“パラメータ設定書”は，陸上幕僚監部指揮通信システム課（以下，“陸幕指通課”という。）の確認を受ける。

なお，そのほかに詳細設計に必要な情報や技術的な支援を希望する場合は，4.7による。

b) **マスターイメージディスク作成** **表1**番号１のマスターイメージディスク作成は，次による。

1) **表1**番号１の端末機器の任意の１台に次のソフトウェアをインストールし，ＧＳ－Ｃ９０６７８８に規定するサーバに対してユーザ認証を実施するほか，正常に動作することを確認し，陸幕指通課へ報告する。

1.1) 師団等指揮システム（検証用）ソフトウェア適合化改修（令和７年度）

1.2) 火力戦闘指揮統制システム（検証用）ソフトウェア適合化改修（令和７年度）

1.3) 対空戦闘指揮統制システム（検証用）ソフトウェア適合化改修（令和７年度）

1.4) 野外通信システム（検証用）ソフトウェア適合化改修（令和６年度）

2) 無償貸付品の“Symantec ghost インストールメディア”又は“Acronis Snap Deploy インストールメディア”及び1)で作業した端末機器を用いて，マスターイメージディスクを作成す

る。マスターイメージディスクの数量及び提出先は，**表3**による。

3) 2)の作業後，マスターイメージディスクを端末機器へセットアップする手順を記載した“端末機器セットアップ手順書（タブレット型用）”を作成し，端末機器セットアップ手順書の内容及び端末機器の使用者が当該手順書に従い，端末機器をセットアップすることが可能であることについて，陸幕指通課の確認を受ける。

なお，プリンタセットアップ手順書及び端末設定一覧（ＩＰアドレスやホスト名等）は官側で作成する。

c) **スマホセットアップディスク作成** スマホセットアップディスク作成は，次による。

1) **表1**番号２の端末機器のセットアップディスク作成は，ＨＳ－Ｘ１９２８４０Ｂ，ＨＳ－Ｘ１９２８４１Ｂ，ＨＳ－Ｘ１９２８４２Ｂ及びＨＳ－Ｘ１９２８４５で適合化改修を行ったソフトウェアを１枚のＤＶＤへ格納する。

2) 適合化改修を行ったソフトウェアをＤＶＤへ格納する際の記憶方法については，官側との調整とし，ＤＶＤへ格納する前に，ＤＶＤに対してコンピュータ・ウイルスチェックを実施し，コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

なお，スマホセットアップディスクの数量及び提出先は，**表3**による。

d) **端末機器初期セットアップ手順書** 全端末機器に対し共通的に設定が必要なＯＳのアクティベート，各検証用ソフトウェアをインストールするための“端末機器初期セットアップ手順書”を作成する。

e) **端末機器現地セットアップ手順書** 端末機器初期セットアップ完了後，部隊固有のＡＰ基盤における接続設定を実施するための“端末機器現地セットアップ手順書”を作成する。

f) **端末機器のセットアップ事前検証** 端末機器のセットアップ事前検証は次による。

1) パラメータ設計書に基づき，**表1**番号２の端末機器を用いて“端末機器現地セットアップ手順書”に従い端末機器を設定する。

2) 保全上，接続に必要な設定を官側が準備した環境において，陸上自衛隊中部方面システム通信群に導入するＧＳ－Ｃ９０６７８８に規定するサーバに接続し，端末機器からサーバに対して，ユーザ認証が実施可能であることを確認した後，陸幕指通課へ報告する。

3) 陸自ＳＮＭＳに関連する設定に関しては，官側からインストール手順書，インストール媒体及び環境の提供を受け，インストールする。

なお，ＯＳ及びウイルス定義体パッチの適用は，官側が実施し，アプリケーションなどの資材については，契約時に官側が準備したものを受領する。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，**表2**によるほか，次による。

a) **提出書類の種類及び記憶方式** 提出書類の種類は，電子記憶媒体とし，記憶方法は，官側との調整による。

なお，当該電子記憶媒体は，提出書類を提出先へ提出前に，コンピュータ・ウイルスチェックを実施し，当該電子記憶媒体にコンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければなら

ない。

b) **作業実施計画書**　契約の相手方は，契約の締結後速やかに，作業内容，作業スケジュール，作業体制，作業実施要領などを記載した“作業実施計画書”を作成し，陸幕指通課の確認を受ける。

c) **作業結果報告書**　契約の相手方は，2.5の作業終了後速やかに“作業結果報告書”を作成し，陸幕指通課の確認を受ける。

d) **情報資産管理標準シートなど**　情報資産管理標準シートなどは，次による。

1) 契約の相手方は，“２０２５年（令和７年）５月２７日デジタル社会推進会議幹事会決定”（以下，“標準ガイドライン”という。）の別紙３“調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容”（以下，“別紙３”という。）の次に掲げる事項について記載した情報資産管理標準シート等を作成し，提出しなければならない。

なお，提出の際，官側から別途様式が提示された場合は，その指示に従わなければならない。

2) **契約金額内訳**　契約の相手方は，別紙３の１項に従い，標準ガイドライン別紙２“情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載したExcel電子データ一式を契約締結後速やかに作成し，陸幕指通課へ提出しなければならない。

3) **情報資産管理標準シート**　契約の相手方は，標準ガイドライン別紙３の２項に従って作成した情報資産管理標準シートを各工程の実施要領等で定める時期までに陸幕指通課へ提出しなければならない。細部は，官側との調整による。

4) **その他**　契約の相手方は，標準ガイドライン別紙３の３項１２）に従って作成した情報を各工程の実施要領等で定める時期までに陸幕指通課へ提出しなければならない。細部は，官側との調整による。

表2－提出書類

番号	名称		数量	提出時期	提出先
1	作業実施計画書		1	契約締結後，速やかに。	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（市ヶ谷）
2	作業結果報告書		1	官側との調整による。	
3	情報資産管理標準シートなど	契約金額内訳	1	契約締結後，速やかに。	
4		情報資産管理標準シート	1	官側との調整による。	
5		その他	1		

4.2　納入品

納入品は，**表3**とし，当該電子記憶媒体は，納入前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し，コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

なお，電子記憶媒体の種類及び記憶方法については，官側との調整による。

表3－納入品

番号	名称	数量	納入時期	納入先
		電子媒体		
1	平導院端末機器セットアップ用ディスク（令和７年度）	－	令和７年１１月２８日までに。	陸上自衛隊中央業務支援隊（陸幕指通シ課）（市ヶ谷）及びシステム開発隊（市ヶ谷）
１．１	パラメータ設定書	各１		

表3－納入品（続き）

番号	名称	数量 電子媒体	納入時期	納入先
1．2	指揮統制系システム（標準化）実機端末借上（中方用他）用マスターイメージディスク	各1	令和7年11月28日までに。	陸上自衛隊中央業務支援隊（陸幕指通シ課）（市ヶ谷）及びシステム開発隊（市ヶ谷）
1．3	端末機器セットアップ手順書（タブレット型用）	各1		
1．4	指揮統制系システム（標準化）実機端末（スマートフォン型）借上（中方用他）用スマホセットアップディスク	各1		
1．5	端末機器初期セットアップ手順書（スマートフォン型用）	各1		
1．6	端末機器現地セットアップ手順書（スマートフォン型用）	各1		

4.3　無償貸付品

無償貸付品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の**箇条5**とし，**表4**によるほか，官側が必要と認めたものについて受けることが可能である。

なお，無償貸付の申請は，契約の相手方が希望する1か月前を基準として行い，無償貸付の期間は，官側との調整による。

表4－無償貸付品

番号	品名	数量	貸付場所
1	将来の陸上自衛隊Ｃ４Ｉシステムに関する要件定義書	1	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（市ヶ谷）
2	現有指揮統制システム及びネットワーク装備の標準化改修に係る概要設計書	1	
3	陸上自衛隊の現有指揮統制システムの標準化改修に係る概要設計書	1	
4	陸自ネットワーク及び陸自ＳＮＭＳ概要設計	1	
5	師団等指揮システム（検証用）	－	
5．1	システム詳細設計書（その1）	1	
5．2	システム詳細設計書（その2）	1	
5．3	標準化基準書	1	
5．4	検証機用ソフトウェア（適合化）	－	
5．4．1	共通サービスソフトウェア[a)]	1	
5．4．2	基盤サービスソフトウェア[a)]	1	
6	火力戦闘指揮統制システム　設計計算書	1	
7	火力戦闘指揮統制システム　基本計算書	1	
8	火力戦闘指揮統制システム　ソフトウェア	1	

表4－無償貸付品（続き）

番号	品名	数量	貸付場所
9	火力戦闘指揮統制システム（検証用）	－	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（市ヶ谷）
9．1	システム詳細設計書	1	
9．2	標準化基準書	1	
9．3	検証機用ソフトウェア（適合化）	－	
9．3．1	火力戦闘サービスソフトウェア[a)]	1	
10	対空戦闘指揮統制システム　設計計算書	1	
11	対空戦闘指揮統制システム　基本設計書	1	
12	対空戦闘指揮統制システム　ソフトウェア	1	
13	対空戦闘指揮統制システム（検証用）	－	
13．1	システム詳細設計書	1	
13．2	標準化基準書	1	
13．3	検証機用ソフトウェア（適合化）	－	
1.3．3．1	対空戦闘サービスソフトウェア[a)]	1	
14	野外通信システム（検証用）	－	
14．1	陸自ネットワーク（野外通信システム）詳細設計書	1	
14．2	検証用ソフトウェア[b)]（適合化）	－	
14．2．1	データ指向型無線ソフトウェア	1	
14．2．2	コアフレームワークミドルウェア	1	
14．2．3	無線機設定サービスソフトウェア	1	
14．2．4	通信サービスソフトウェア	1	
15	システム・ネットワーク管理装置（適合化）	－	
15．1	陸自ＳＮＭＳ等詳細設計書（その１）	1	
15．2	陸自ＳＮＭＳ等詳細設計書（その２）	1	
15．3	検証用ソフトウェア[b)]	－	
15．3．1	ＳＮＭＳサーバ用ソフトウェア	1	
15．3．2	規約配送ソフトウェア	1	
15．3．3	ＳＮＭＳ端末用ソフトウェア	1	
16	システム・ネットワーク管理装置借上（適合化）	－	
16．1	初期設定報告書	1	
17	Windows11 Enterprise LTSC	1	
18	Symantec ghost インストールメディア	1	
19	Acronis Snap Deploy インストールメディア	1	
20	Fujitsu SafetyCLIC インストールメディア	1	
21	AmiVOICE	1	
22	eMPI	1	
23	DISP Lite	1	

表4－無償貸付品（続き）

番号	品名	数量	貸付場所
２４	ArcGIS	1	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（市ヶ谷）
２５	Google Chrome	1	
２６	VMware Carbon Black	1	
２７	DataCentricEnabler	1	
２８	Acronis	2	
２９	Windows Office LTSC Standard 2021	1	
３０	師団等指揮システム（検証用）ソフトウェア適合化改修（令和７年度）　中間報告書	1	
３１	火力戦闘指揮統制システム（検証用）検証機用ソフトウェア適合化改修（令和７年度）　中間報告書	1	
３２	対空戦闘指揮統制システム（検証用）ソフトウェア適合化改修（令和７年度）　中間報告書	1	
３３	野外通信システム（検証用）及びシステム・ネットワーク管理装置ソフトウェア（適合化改修）（令和６年度）	－	
３３．１	検証用ソフトウェア（適合化改修）[a]	－	
３３．１．１	データ指向型無線ソフトウェア	1	
３３．１．２	コアフレームワークミドルウェア	1	
３３．１．３	無線機設定サービスソフトウェア	1	
３３．１．４	通信サービスソフトウェア	1	
３３．２	システム・ネットワーク管理装置ソフトウェア（適合化改修）（令和６年度）[a]	－	
３３．２．１	ＳＮＭＳ（サーバ用）ソフトウェア	1	
３３．２．２	ＳＮＭＳ（端末用）ソフトウェア	1	
３３．３	パラメータ設定書	1	

注[a] ソースプログラム，ロードモジュール，操作手順書及びシステム管理手順書とする。
注[b] ソースプログラム，ロードモジュール及び操作手順書とする。

4.4 秘密保全

契約の相手方は，この契約の履行によって直接または間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。また，この契約終了後も同様とする。

4.5 知的財産権

知的財産権は，次による。

a) 契約の相手方は，この契約の履行において，第三者がもつ知的財産権を侵害することのないよう，必要な措置を講じなければならない。

b) 契約の相手方が，前項の必要な措置を講じなかったことによって第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには，契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い，弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は，全て契約の相手方が負担する。

c) この契約の履行において著作権が発生する場合，その権利は，次による。ただし，官側は，提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案，翻訳，複製及び貸与することが可能である。

1) 提出書類に関する著作権は，官側に帰属する。また，契約の相手方は，提出書類に関する著作者人格権を行使してはならない。

2) 1)にかかわらず，提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については，この限りではない。

3) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には，契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

d) 契約の相手方は，著作権の帰属等に関し疑義が発生した場合，その都度，官側と協議して解決する。また，協議において取決めを行った場合，契約の相手方は，取り決めた文書を速やかに官側に提出し，確認を受けなければならない。

4.6 再委託

再委託は，次による。

a) 契約の相手方は，この契約の履行に当たり，その全部を一括して再委託してはならない。

b) 契約の相手方は，この契約の履行に当たり，その一部について再委託を行う場合には，再委託先の事業者名，再委託先に委託する業務の範囲，再委託を行うことの合理性及び必要性，再委託先の履行能力並びに報告徴収，個人情報の管理その他運営管理の方法（以下，“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し，官側の承認を受けなければならない。

c) 契約の相手方は，契約締結後やむを得ない事情によって再委託を行う場合には，再委託先名等を明らかにした上で，官側の承認を受けなればならない。

d) b)又はc)によって，再委託先の事業者に義務を実施させる場合は，全て契約の相手方の責任のおいて行い，再委託先の事業者の責に帰すべき事由については，契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。

e) 契約の相手方は，この契約の履行に当たり，第三者を従事させる必要がある場合には，“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”における添付資料“情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項”によって必要な手続を実施する。

4.7 官側の支援

契約の相手方は，この役務の履行に当たり，官側が認める場合，次の事項について所要の支援を受けることが可能である。

a) 官側の保有・借上する器材，データ，資料などの閲覧使用に関する事項

b) 試験など契約の相手方自身で行うことが不可能であり，官側の支援が必要な事項

c) 官側の保有する施設，設備，電力，用水などの使用及び操作に関する事項

d) その他契約履行に必要な事項

4.8 不具合などの処理

この契約の履行に当たり，不具合などが発生した場合は，速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。